

令和3年度定期監査(2)の1 監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により、令和3年度定期監査(2)の1を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、福沢剛前監査委員および柳沢よしみ前監査委員は令和3年6月3日まで関与し、関口和雄監査委員および西野こういち監査委員は同月4日以降関与した。また、山中協前監査委員は令和3年10月20日まで関与し、横野茂監査委員は同月21日以降関与した。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和3年5月11日から同年6月1日までの間において実日数13日間

(2) 実施内容

令和3年度練馬区監査基本計画に基づき、練馬区監査委員監査基準に準拠し、令和2年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について（通知）」（平成30年1月23日付け29練会第427号）に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。「練馬区準公金管理ガイドライン」（平成25年11月21日付け25練会第434号）に基づき、準公金に係る現金・預金が適正に管理されているか。
- (イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な執行について（通知）」（平成30年12月21日付け30練総経第1178号）が遵守されているか。契約の相手方の選定方法は妥当か。相手方を指定した場合においては、積極的かつ排他的な選定理由が明確にされているか。
- (エ) 職員の勤務管理が適切に行われているか。「適正な勤怠管理の確保について（通知）」（令和2年3月23日付け1練総職第2568号）および「超過勤務命令の上限規制等の実施について（通知）」（令和元年7月2日付け1練総職第652号）が遵守されているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。

- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務における必要な改善が図られているか。
- (キ) これまでの監査結果や事前チェックシートによる点検結果を踏まえた見直しや改善が行われているか。
- (ク) 「練馬区施設管理マニュアル」（平成22年11月総務部施設管理課）に基づいた施設管理が行われているか。

イ 重点事項

- (ア) 業務委託等について、仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づき実施される業務の履行確認が十分に行われているか。成果について確認が行われているか。区の情報や個人情報を取り扱う場合の情報管理について、事業者（再委託先、再々委託先等を含む。）に対する指導監督等が適切に行われているか。
- (イ) 財政援助団体等（補助金交付団体、出資団体、指定管理者）の担当部署において、補助金等が要綱、協定書等に基づき交付され、その履行確認が報告書等により適切に行われているか。補助金等の効果について検証が行われているか。団体等に対する指導監督が適切に行われているか。

(3) 対象部課等

ア 教育委員会事務局教育振興部

- (ア) 教育総務課
- (イ) 教育施策課
- (ウ) 学務課
- (エ) 学校施設課
- (オ) 保健給食課
- (カ) 教育指導課
- (キ) 学校教育支援センター（以下の施設を含む。）
 - ・学校教育支援センター光が丘第二分室
- (ク) 光が丘図書館

イ 教育委員会事務局こども家庭部

- (ア) 子育て支援課（以下の施設を含む。）
 - ・児童館3館
 - 北大泉（ぴよぴよを含む。）、石神井（併設学童クラブを含む。）、石神井台（併設児童館学童クラブ、石神井小学童クラブ(2)を含む。)
 - ・学童クラブ1か所
 - 関町北
- (イ) こども施策企画課
- (ウ) 保育課（以下の施設を含む。）

・ 保育園10園

石神井台、大泉学園、関町第三、栄町、石神井台第二、練馬、旭町第二、光が丘第二、光が丘第五、光が丘第十一

(エ) 保育計画調整課

(オ) 青少年課

(カ) 練馬子ども家庭支援センター

2 監査結果

是正・改善すべき事項が認められたので、別紙のとおり指摘する。

その他、軽易な事務上の誤りについては、関係職員にその都度口頭で改善を指導した。

○樹木の剪定および伐採に係る契約事務の適正な執行について（指摘事項）
【監査において確認した事実】

教育振興部学校施設課は、関中学校のエノキについて、令和2年度中に2件の作業委託（役務費）を課長契約にて行っていた。

件名	契約日	履行期限	履行日	検査月日	契約金額 ・支払日
練馬区立関中学校ハナモミ他 伐採および剪定作業委託 【内容】・エノキの剪定 ・ハナモミ等の伐採	令和2年 9月15日	令和2年 9月25日	令和2年 10月6日 (写真帳)	令和2年 9月25日	346,500円 ・ 令和2年 10月1日
練馬区立関中学校エノキ伐 採作業委託 【内容】・エノキの伐採	令和2年 10月12日	令和2年 10月26日	令和2年 10月26日 (写真帳)	令和2年 10月26日	304,700円 ・ 令和2年 11月2日

関係書面により、つぎの3点を確認した。

- ①樹木の剪定等委託において、エノキの剪定が履行期限を徒過して行われていた。
- ②当該剪定等経費は、エノキ剪定の履行前に支払われていた。
- ③学校施設課は、環境部みどり推進課が現地調査の上伐採する状況ではない旨の回答をしたにもかかわらず、当該エノキを剪定した20日後に新たに契約し、伐採していた。

平成24年度定期監査では、教育委員会が行った実態の確認できない工事に対する支出処理について指摘を行った。これを受けて、総務部長名の「課長契約事務の適正な執行について」（平成24年6月26日付け24練総経第261号）により、写真等に基づく工事検査の徹底などが全庁的に周知され、契約事務手続の改善措置が講じられた。

【改善を求める事項】

みどりを守り育てる取組は、みどりの風吹くまちビジョンに掲げられた区の重要施策である。管理職をはじめ職員一人ひとりがこのことを十分認識しておらず、今回のエノキの伐採が学校という教育現場で行われたことは、大変残念である。あわせて、契約手続等が遵守されずこのような結果を招いたことは、区民の信頼を損ねるものである。

以下のとおり指摘し、改善を求める。

- ①本件作業委託においては、エノキの剪定は履行期限である9月25日までに履行されておらず、作業の進捗管理が不十分である。
- ②検査日が9月25日であるのに対し、事業者から所管に提出された写真帳によると剪定完了日は10月6日となっており、作業実態がないまま検査し、経費を支払ったことは看過できない。
- ③エノキを剪定した直後に伐採しており、剪定経費は不経済な支出である。

これらの事務処理は、練馬区契約事務規則等を遵守しておらず、平成24年度の総務部長通知による取組が再び形骸化しているといわざるを得ない。

については、不適正な事務処理が行われることのないよう、一連の事務手続について再発防止策を早急に講じるとともに、経済性に配慮した計画的・効率的な事務執行に取り組まれない。

事務執行の責任者である課長は、現場状況を的確に判断した上で契約の手続、進捗状況等を十分に把握し、適正な事務処理が行われるよう、職員を指導されたい。

このような事態が二度と生じないよう、他の施設も含めて全庁的な周知徹底を図るとともに、法令遵守とみどりを守る厳格な対策を講じられたい。